

## 英國に於ける刑事訴追に就いて

田村, 豊

<https://doi.org/10.15017/14486>

---

出版情報 : 法政研究. 5 (1), pp.57-106, 1934-12. 九州大学法政学会  
バージョン :  
権利関係 :

英國に於ける刑事訴追に就いて

田村 豊

三					二	一
む	(4)	(3)	(2)	(1)	本	は
	批	職	警	個		し
す		権	察	人		が
		訴	訴	訴		き
び					論	
	評	追	追	追		

英國 (England、以下單に英國とのみあるは England を指す) に於ける刑事訴訟手續と、我國に於けるそれとの間の、根本的にして、且、顯著なる差異は、訴追手續にある。

我が國に於いては、公訴は凡て檢事に獨占せしめ、一私人は唯告訴告發に由つて檢事の行動を促し得るに過ぎない。之と類似の手續は、歐羅巴大陸の大多數の國に於いて行はれて居る。

之に反し、英國に於いては、犯罪の起訴は法律論に於いては原則として (檢事長の如き政府官吏を介して行はれる特別な事件を除く) 全然、私人の自由に任されて居る。

英國刑事訴訟手續の最も支配的な特徴たる此の個人訴追主義は、恐らく——或る程度迄——刑事犯人を處罰する最も確實な方法は、彼等を被害者又は其の親族友人の私的復讐に任ずにあるといふ。古代に行はれた觀念の歴史的產物であらう。<sup>(3)</sup> 古代のアングロ・サクソン人の用ひた保證誓言 (compurgation) や探湯試罪 (ordeal) の如き原始的裁判制度は、實質に於いて、私闘への慘忍な代用物以外の何物でもなかつた。<sup>(4)</sup> 古い訴願の制度の下に於いては、訴訟手續は私人の出訴に依つて開始され、其の訴を受理した裁判官は、有罪の問題を、相争ふ當事者間の決闘に依る裁判 (trial by

combat)の結果に依據する權能を與へられて居たのである。<sup>(5)</sup>然しノルマン人の英國征服以後、彼等は旺盛な活動力を以て治安の概念を完成し且展開し、斯くて私闘の廢止が齎らされるに至つたのである。

治安判事 (Justice of the Peace) は最初緊急の場合に應ずる爲めに設けられた一種の上級警察官であつたが、其後次第に發達して、恐らくは此の國に於ける最も活動的な行政官となり、裁判官となつた。彼のステイブン判事は、其の著「英國刑法史」に於て、治安判事は普通信せられて居るよりも、其の義務の範圍は廣く、且其時期はずつと後迄、自ら犯人の發見・逮捕及犯人に不利な證據の蒐集に従事したことを指摘し、而して或る世紀の間は、他の國に於て檢事に課せられた義務を果したと結んでゐる。<sup>(6)</sup>然し時の経過と共に治安判事は犯罪捜査官としての部分的特性を次第に失つて他の者——警察官又は個人——に依つて自分達の前に持ち來された事實を審査する純粹な裁判上の役を固守するに至つたのである。ノルマン人及び其の後繼者は陪審制度を展開した。此の犯罪者發見方法が最初に刑事手續の目的に適用された時、それは、公の調査又は一群の人々に依つて作られた——彼等自ら又は少くとも彼等自らの見聞内で集めた事實に關係ある——報告の性質を幾分持つて居た。然しながら其の後此の制度は、陪審員自らに依つてとなく、當事者に依つて蒐集され且提

出された事實の眞偽を裁判上審査するといふ現在の形態を採るに至つたのである。<sup>(7)</sup>斯く治安判事及び陪審員が其の初期の存在形態を變化せるに拘らず、國家が之を認識し、且、治安判事及び陪審員の訴追活動を引受け裁判所に訴訟を提起する公の機關を設置し得なかつたのは、私に開始及び遂行される訴追制度の責任であつたのである。

個人訴追の原則が刑事訴訟手續の理論と慣例に普及せる限度、刑事訴訟費用が比較的近時に至る迄私の訴願者によつて支拂はれたといふ事實、及び民事裁判と刑事裁判とに於ける事實問題の審査決定方法の類似せる點等に依つても英國が未だ全然舊き觀念を棄て得ないといふことが解るであらう。それ故に、英國に於いては、刑事訴追を開始するに當り國王の法律官が有すると全く同様な法律上の權利を私人が有するといふこと、訴訟手續開始後にあつては私の起訴者を代理する法律家は政府を代表する法律家が有すると同様な立場と權利を裁判所に於いて有するといふこと——もとより僅かの例外はあるのだが——を強調しなければならぬ。<sup>(8)</sup>

尙茲に一言すべき事は、英國の裁判所に於いては、刑事事件を指揮する一般的義務を負はされた所謂檢事が居ないのみならず、之等の事件を指揮する統一的な方法もなく、凡ては慣例に依據し、而も其の慣例は裁判所の管轄區域毎に異なるのである。此の事が英國刑事訴追制度を考察するに當り

非常な困難を感じると共に、一般的概括的に論じ得ない主な理由であるといふ事である。

- (1) 歐羅巴大陸に於て一般的に行はれて居る刑事手續の糾問主義の制度は元來ローマ法及カン法の産物(此點に關する史的研究の一例として Esmein, *A History of Continental Criminal Procedure*, 1913.) に於て、此等の國に於ては佛蘭西の *procureur Général* 類似の官吏が檢察事務を執つて居る。
- (2) *Montrouand* に於ける起訴は *Lord Advocate* (檢事總長) の一般的監督下にある *prosecutor fiscal* として知られた官吏に依つて開始され、個人は唯此の官吏の同意を得たる場合に於てのみ起訴し得る。従つて事實上個人訴訟は存在しない。R. Keedy, *Criminal Procedure in Scotland*, *Journal of the American Institute of Criminal Law and Criminology*, Vol. III. (1913) pp. 728. 834 *Montroand* に於て右と同様な手續が *Attorney-General* (檢事總長) の支配下に行動する *Crown solicitor*, *sessional Crown solicitor* に依つて行はれて居る。更に亞米利加合衆國に於ても起訴は大體に於て大陸法制に倣つて居る。P. Howard, *Criminal justice in England*, 1931. pp. 1-3.
- (3) Sir J. T. Stephen, *A History of the Criminal Law of England Vol. I*, 1883, p. 245.
- (4) *Compurgation* は他人の保證により無罪の宣告を爲す裁判方法として、*Ordeal* は火を握り、熱湯に手を入れ又は毒を飲んでも害を受けぬ者は無罪潔白であるとした一種の裁判方法である。共に陪審制度以前に行はれたものである。
- (5) 刑事係争問題解決の一制度としての決闘裁判は法律上は一八一九年 (59 Geo III. c. 46)迄は廢止されなかつた。Appeals の歴史に關しては Stephen, *supra*, p. 8; Carter, *History of the English Courts*, 1927, p. 19.
- (6) Stephen, *supra*, p. 497.
- (7) Stephen, *supra*, p. 8. 9. 11. 14.; H. Potter, *An Introduction to the History of English Law*, 1923 p.5.
- (8) 此の例外に就いては職權訴訟の項 註四。

尙本稿を書くに當つて主として参考とした書物を挙げれば次の如くである。

P. Howard, Criminal Justice in England, 1931 ; Criminal Prosecution in England, in Columbia Law Review, Vol. 29, (1929) p. 715 et seq.; Vol. 30, (1930), p. 12 et seq.

G. G. Alexander, The Administration of Criminal Justice, 1915.

J. F. Stephen, History of the Criminal Law of England, Vol. 1, 1883.

C. T. Kenny, Outline of Criminal Law, 1929.

司法資料第四六號、第六二號。

## 二

英國に於ける犯罪の起訴は、原則として個人に任されて居るといふ事は緒言に述べた如くである。然し、犯罪ありて何人も起訴せず、而も、公益上之を放擲する能はざる場合に於いては、警察は公訴を提起し得るし、又特別の事件に就いては検事長も起訴を開始且遂行し得る。警察に依つて開始される起訴は、普通所謂警察起訴と呼ばれ、検事長に依つて遂行される起訴は其の言葉の嚴密な意味に於て所謂公の起訴である。以下便宜上之等の訴追手續を個人訴追、警察訴追、職權訴追の三つに大別して考察する。<sup>(1)</sup>

英國に於ける刑事訴追に就いて (田村)

(第五卷 第一號 六三)

七



## (一) 個人訴追 (private prosecution)

(1) 私の訴願者 (private complainant) は刑事手續を開始せんとするに當り、自ら選んだ訟師 (solicitor) の手に事件の全支配を委ね得る<sup>③</sup>。此の訟師は警察と協力して活動し、事件の發端から其の指揮の任に當り、被告人が公判に附される時は公判辯護士 (counsel) として盡力する狀師 (barrister) を指令し、且之に公判廷に於て適當な助言と援助とを與へる。而して、此の場合如何なる辯護士 (counsel) を選擇するかは起訴者と其の訟師との協定の問題である。巡廻裁判所 (Assizes) 及び中央刑事裁判所<sup>④</sup> (Central Criminal Court) に於て審判される個人訴追事件の中最も重要なものは、有名なロンドン辯護士會 (well-known firms of London Solicitors) が捜査及び準備を爲し、且優秀な狀師——屢々王室辯護士<sup>⑤</sup> (King's Counsel) ——をして陪審の前に出頭する事を指令する。然るに、小罪 (起訴状を要せざる犯罪 Non-indictable offense) 又は被告の同意を以つて略式に處理され得る大罪 (起訴状を要する犯罪 indictable offense) に對する起訴に於ては、此の私の起訴者に依つて雇はれた訟師は、小治安裁判所判事 (justice of the Petty Sessions) 又は警察裁判所判事 (police magistrate) の前で裁判を指揮する特權を與へられ、斯くて狀師を指令する必要を全く除かれるのである<sup>⑥</sup>。

(2) 次に起訴費用について述べらば、普通法 (common law) は起訴費用を決定する何等の權

能をも有しない、然し此の事は比較的新しい立法に依つて次第に補はれつゝある。此の點に關する最近の成文法に一九〇八年の刑事訴訟費用法がある。公判裁判所は今や此の法規の下に、相當の起訴費用——被告及び原告側證人の手數料を含めて——を公金 (public funds) から支拂はしめる權能を與へられて居る。而して、其の財原は或る地方に於いては犯罪の行はれた州又は市の税金である。訴訟費用を公金から支拂はしめる此の權能は、大罪従つて巡回裁判所 (Assizes)、四季裁判所 (Quarter Sessions) の判事に依つてのみならず、大罪を略式に處理し、又は斯る事件に關し豫備訊問 (豫審 preliminary hearing) を開く場合に於いては、治安判事又は警察裁判所判事に依つても行使され得る。然しながら若し事件が幾分困難且重大であるならば、私の起訴者は自分の懐から費用の一部を支拂ふ危険を冒すに非ざれば、最も有能な訟師又は狀師の援助を確保することは出来ないだらう。勿論、私の起訴者が裕福な團體・銀行・鐵道・商店である場合は費用を惜まないし、且如何なる詳細な準備も決して見逃さない。之に反し、若し起訴者が富裕でないならば、十分な準備が如何に望ましからうとも、實質上之を爲し得ないのである (尙詳細の點は警察起訴費用の項に譲る)。

(1) 我國に於いては刑事訴訟は檢事の起訴に依つてのみ開始せられ、之と同時に對然として事件の裁判所繫屬を生ずる。然るに英國に於いては起訴可能性を有するものも單一でなく、起訴の開始といふ事に關しても漸進的にして截然として居ない。

故に公訴又は起訴といふ觀念を我國に於けるが如き意味に理解してはならない。

- (2) 英國に於ては辯護士が訟師 (下級辯護士 *solicitor*) と狀師 (上級辯護士 *barrister*) の二派に分たれ、各々其の職能を異にして居る。

訟師は訴訟に於ける當事者の代理人である。彼に指圖を爲し、且委任を爲した當事者と交通するものは訴訟上彼を措いては他にはない。彼は屢々代理人 (*attorney*) と呼ばれ、警察と協力して證據を蒐集し、公判の爲めに事件を準備する義務を負はされる。彼は巡回裁判所、中央刑事裁判所の公判に於いては、法律上事件を指揮する資格を有しない。然し略式裁判所に於いては、一八四八年の略式裁判法の下に原告、被告共に「*counsel* (*barrister*)」又は *attorney*」に依つて證人を訊問及び反對訊問する資格を與へられて居る。

狀師は裁判所の辯論に於いて、當事者を代理する。狀師は當事者よりの委任を訟師を介して受ける。彼は又訟師より指圖を受け、且訴訟上用ふる凡ての材料の提供を受けるものである。重大、且困難な事件に於いては、普通二人の狀師、*King's counsel* と *junior* が選任される。(Howard *supra*, pp. 11, 12; 司法資料四六號五二頁)。

(3) 英國に於ては刑事に關する第一審の通常公判裁判所と云ふべきものは一般に二種ある。巡回裁判所 (*Assizes*)、四季裁判所 (*Court of Quarter Sessions*) がそれである。但し倫敦に於ては此の二つは融合して一の中央刑事裁判所 (*Central Criminal Court*) 之は *Old Bailey* と云ふ歴史的名稱に依つてもつと一般的に知られて居る) となる。巡回裁判所は毎年數回各州中の最も重要な地點に於いて開廷される高等司法裁判所 (*High court of Justice*) の支部に外ならない。而も刑事事件と民事事件とに付き混合的管轄權を有する。而して刑事事件に關しては如何なる大罪をも審理する事を得るのである。

中央刑事裁判所は倫敦に於ける巡回裁判所に相當し、其の權限は専ら刑事事件のみに制限せられる。但し嚴密に云へば倫敦市部 (*city of London*) の爲には單に巡回裁判所たるのみならず、四季裁判所であり、首都區 (*Metropolitan District*) の

爲めには巡回裁判所たる作用をなす。

巡回裁判所は四季裁判所に優越し、或る特種の重要事件は巡回裁判所の専屬の管轄に屬すると雖も一般的にいへば、巡回裁判所と四季裁判所とは競合せる管轄権を有する。

四季裁判所には州四季裁判所と市四季裁判所との二種がある。州又は市内の治安判事（多くは法律家にあらざる素人）少くとも二名以上を以つて構成する會議にして大罪（特に重大困難なるものを除く）を取扱ふ。元來はその名の示す如く、三ヶ月毎に開廷する事になつて居たが、其後幾何もなくして、必要に應じて開廷される現在の如き状態を生ずるに至つた。倫敦州に於いては毎月二回之を開き、各大都市に於いては多く毎月一回之を開く。而して實際に於いて四季裁判所に於いて審理する被告人の數は、巡回裁判所及び中央刑事裁判所のそれに比して二倍以上に達して居る。（Howard, *supra*, p. 237. et seq. Kenny, *Outline of Criminal Law*, 1929. pp. 421—431. 司法資料六二號、三頁—十五頁）。

右に述べた以外に尙最下級の裁判所に略式裁判所（Courts of Summary Jurisdiction）と稱するものがある。略式裁判所に就いては註五參照。

(4) 王室辯護士（King's Counsel）は「絹の法服」を着る辯護士である。即ち彼は法律に精通して居る辯護士として國王に依つて任命される。法廷に於いて絹の法服を着け、普通「silk」又は「leader」と稱される。他の狀師は之に對して「junior」と呼ばれて居る。職業的慣例に依つて王室辯護士は junior と共に事件を引受けるに非れば法廷に出頭することが出来ない。如何なる junior も他の junior の下に公判要領書（brief）を受け得ない。（尙職權訴訟の項註四參照）

(5) 市（borough）及び州（county）の大多數に於いては小罪は素人の治安判事よりなる裁判所に依つて裁判される。之等の裁判所を小治安裁判所（Court of Petty Sessions）と呼ぶ。之等の小裁判所の爲に該判事は小さい團體に分たれる。そして各判事は一つの市又は一つの州の一つの小治安裁判所區（Petty sessional division）に於いて働く。各區の判事は全州に管

英國に於ける刑事訴訟に就いて（田村）

（第五卷 第一號 六七） 一一

轉權を持つけれども。倫敦と小數の大都市に於いては、同じ型の事件が専職警察裁判所判事 (professional police-court magistrate) に依つて審問される。小罪事件は之等の裁判所に於いて陪審なしに略式に裁判される。従つて、警察裁判所及び小治安裁判所は之を略式裁判所 (Courts of Summary Jurisdiction) と呼ばれるのである。

此の裁判所に於いては小罪を略式に裁判するのみならず、大罪事件の豫備訊問にあたり、今や實際の慣例に於いては、此の略式裁判所は、被告人の同意ある場合以前には陪審の前でのみ裁判されて居た或種の大罪事件をも裁判し得るのである。一九二六年には大罪事件六九、六九五五人——全數の約九割——が略式裁判所に於いて取扱はれた。そして其の中只七、九二四人のみが上級裁判所に於ける陪審裁判に附せられたのである。(Howard, *supra*, pp. 13, 14.)

(6) Costs in Criminal Cases Act, 1908, 8 Edw. VII, c. 15 s. 1.

(7) 英國に於ける豫審にあつては我國に於けると異り豫審を行ふ豫審判事が居ない。一名の警察裁判所判事又は數名の治安判事が一面略式裁判を爲すと共に他面大罪の豫審を行ふ。而して何れの場合に於いても右判事の仕事は單に事件を「聽く」(hearing) だけにして純粹に裁判的のものである。

## (二) 警察訴追 (police prosecution)

警察起訴は多くの場合、貧困にして自ら法律家を雇い得ないか、又は冷淡にして起訴に興味を有しない人達の訴願 (告訴 complaint) 又は密告 (告發 information) に依つて開始される。而して之等の事件は多く所謂職業的犯種 (professional criminal class) を含む普通の型の事件(強盜 robbery、押入 burglary、脅迫 assault、及び他の暴行 act of violence) であり、個人に依つて起訴される事件

は普通訴願者が自己を保護するに充分なる能力を有する商事詐欺 (commercial fraud) ——特に銀行、鐵道、又は裕福な商家に對する詐欺——及び窃盜 (larceny) ——特に商事會社の雇傭者に依る窃盜——事件である。<sup>(1)</sup> 前種の事件に於いて、警察は直接證據の蒐集・證人の召喚其の他事件の公判準備を爲す責任がある。後種の事件に於いては、警察は私の起訴者及び其の訟師に凡て必要な援助を與へる事になつて居る。

警察訴追が次に述べる職權訴追と異なる點は、警察は各個の場合に適當な自己の決定に基いて起訴を開始するのであるが、一般的法定の義務として之を爲すものではないといふ點にある。故に、警察訴追は事實上は純然たる職權訴追であるが、理論上は個人訴追 (特に公衆訴追) に屬すべきものである。而して尙茲に注意すべきことは警察訴追は今日に於いて最も普通に行はれる方式にして、恐らく起訴の過半數を占めてゐるであらうといふことである。

扱既に一般的に明言せる如く、警察訴追に於いても之を指揮する統一的方法は殆んどない。凡ては其の管區の慣習に依據して行はれてゐるのである。次に略式裁判所に於ける警察起訴と通常公判裁判所に於ける警察起訴とに分つて少々詳細に考察しやう。

(1) 略式裁判所に於ける警察起訴 (police prosecution in Courts of Summary Jurisdiction)

英國に於ける刑事訴追に就いて (田村)

(第五卷 第一號 六九) 一三

刑事事件の壓倒的大多數が略式裁判所に於いて處理されるが故に、最初に先づ治安判事 (justice of the peace)、警察裁判所判事 (police court magistrate) の許に送られる警察起訴指揮の方法を検討する。

普通の刑事事件に於て、巡査 (police constable) 又は探偵 (detective) は拘引狀 (arrest) を用意し被疑者を最寄りの警察署に伴ひ、警視 (chief inspector) 又は其の上官に事件の事實を述べる。次に「訴追表」(charge sheet)——犯罪の性質と日時、逮捕の日時、被告人の氏名・住所・年齢・性、訴願者 (告訴者 complainant) 又は密告者 (告發者 informer) の氏名・住所・職業、證人の氏名、被告人の財産等を含む——が作成される。此の訴追表は事件擔任の警察官に依つて略式裁判所へ送られ、之が裁判所に於ける審問に際し被告人に關する唯一の證據書類となる。事件裁決して於いては書記又は判事 (magistrate) は訴追表に付いて適當に轉載を爲し、其の訴追表は警察へ記録として送還される。事件が微罪 (petty offense) でない限り、審理は普通數日又は一週間延期される。此の場合、被告人は繼續して拘禁されるか、又は保釋 (bail) を許されるかする。保釋問題に關する判事の行動は、該事件の性質と周圍の事情に依據する。擔任の警察官は普通保釋に對する意見を徴される。彼が若し保釋に反對の意見を述べるならば、其の反對理由は判事に依つて適當に理由附けられ

る。此の間擔任警察官は事件に關する證人を其の支配内に引留めるか、然らざれば、訊問期日に彼等の出庭を確保しなければならぬ。若し事件が略式に處理され、其の結果有罪と決定するならば、該警察官は刑の宣告に際し、之に關係ある被告人の經歷を報告する。若し其の犯罪が陪審に附せらるべき大罪であるならば、判事は延期された日に證據を調べ、其の結果として、被告人の放免、又は公判送附を決定する。事件が公判に附せられた時、證人は右公判裁判所へ出頭を命ぜられる。而して、此の場合何人か——普通擔任の警察官——起訴の役を命ぜられる。次に判事の書記は該證人の供述書 (deposition) を公判裁判所の書記——若し公判裁判所が四季裁判所であるならば右供述書は治安判事の書記に、巡回裁判所であるならば巡回裁判所書記に、中央刑事裁判所であるならば該裁判所書記——に提出する。

小治安裁判所附屬の書記 (clerk to the justice) 及び警察裁判所附屬の書記 (clerk to the magistrate) は、略式裁判所に於いて取扱はれる莫大な警察起訴事件 (大罪、小罪を含めて) の處理に際し、實質上判事を援助する者である。從來の略式裁判所の權能を擴大して、起訴狀を要する犯罪事件をも聽取し、且裁斷せしめんとする最近の傾向は、右書記の活動を特別の意義あるものとす。一人の素人の判事が他に適任者が無い爲、毎年數千件の大罪事件 (嘗ては公判裁判所に於いて



處理されたのであるが)を裁判せねばならぬ田舎の地方に於いては、訓練された法律家が、之等の地方の裁判官の活動を指導すべきであるといふ事は、最も重要な事である。<sup>(5)</sup>それ故に、之等の地方を通じて、小治安裁判所附屬書記は其の義務の一部として警察と協力し、事件が小治安裁判所に正しく、適當に提出される事を監視する。此のことは彼等が起訴者及び被告人の證人を屢々訊問(examine)及び反對訊問(cross-examine)をなし、時には證言に於ける不備、證據の種類等に關する助言を爲し、重罪に於ては重要な證據及び關係證據の完全な談話體式の記録を作る——之が後に供述書となるのである——ことを意味する。更に彼等の仕事は大部分性質に於いて大いに裁判官的の發見に於いて判事に助力し、法律事實を構成するに必要な證據の程度に判事の注意を促しながら法律點に關して判事に助言するのである。<sup>(6)</sup>勿論判事自身も疑はしき點を明にする爲に屢々證人を訊問し、各判事は議長(chairman、裁判長に當る)を介して質問を提出する慣例になつてゐる。

首都區<sup>(7)</sup>(Metropolitan Police District)の警察裁判所及び訓練された法律家たる有給警察裁判所判事(stipendiary magistrate)を有する管區に於いては、書記の責任はしかく重大ではない。そは判事自身が豫備訊問(豫審 preliminary hearing)又は略式裁判に於ける舉證に一つの活動的役割を演ずる

からである。然し田舎の地方に於いては、判事は殆んど常に彼等の書記を指導者と見るのである。首都區警察裁判所に於いてさへも、證人の訊問は普通書記に依つてなされて居る。

重要且異常な事件、又は控訴の可能性を示唆する難解な法律點を含む事件に就いては、略式裁判所に於ける之等の訴訟手續の指揮を引受け、證據を提出する事は、或る訟師に依つて爲される慣例である。彼等は小都市 (borough) に於ける市總務長 (town clerk) 若くは其の代理人であり、小數の大都市 (city) に於ては、起訴官 (official prosecuting solicitor)、州警察に於ける訟師等である (後に詳述する如く、彼等は多くの地方管區に於いては、上級裁判所の公判に附せられる警察起訴の取扱を命ぜられてゐる)。此の慣例は大罪の豫備訊問 (豫審) に適用されるのみならず、比較的重要な略式起訴にも亦適用される<sup>(8)</sup>。

或る管區に於いては、市警察の警察長、又は州の小治安裁判區警察の警視、又は該事件擔任警察官自ら檢事の役を演じ、起訴者側の證人を訊問し、被告人側の證人を反對訊問することは、普通の慣例となつて居る。然し、曾てサザンブトン警察の警視が辯護士として行動した所の有罪判決に對し高等司法裁判所王座部は之を破毀した<sup>(9)</sup>。此の際、刑事事件に於いては警察官は單なる證人であるべきで、警察官が起訴訟師の義務を引受ける事は、被告人の利益を害するといふ事が最も強く主張され

た。如何なる法廷に於いても、警察官をして辯護士として行動せしめる事は、非常に悪い慣例である事を裁判所は認めたとである。此の警察辯護の慣例は、主として田舎の地方に限定され、首都區に於いては全然行はれない。人口の多く集中する大都市に於いても、小罪事件を除いては滅多にない事である。然し小都市に於ては時々其の名残を見る事がある。<sup>(10)</sup>

それ故に、大體に於いて次の如くいひ得るであらう。略式裁判所に關する限り、多數の管區に於いては、檢事の義務の大半は、小治安裁判所及び警察裁判所附屬の書記に依つて引受けられる。但し、此の觀察は英國刑事訴訟手續に關する他の一般化と同様に、次の點に於いて制限を受ける。

(イ) 多くの警察裁判所にあつては、判事 (magistrate) が自ら重要な役割を演ずる。

(ロ) 重要な又は困難な事件——特に都市に於いて起る事件——に於いては、警察は市總務長 (town clerk) 若くは其の代理人、又は市當局に依つて雇はれた起訴官、又は警察に依つて選任された或る他の訟師に依つて代理される事がある。

(ハ) 州の多くの小治安裁判所及び大都市の或るものに於いてさへ、警察長又は他の警察官は屢々事件を起訴する役を勤める。然し、かゝる訴訟手續に對しては司法官及び法律家の多くは之を非難し、且之が惹起する重大な弊害を恐れて居るのである。

(2) 通常公判裁判所に於ける警察起訴

公判裁判所に於ける警察起訴は之を倫敦中央刑事裁判所に於けるもの、首都區四季裁判所に於けるもの、並に市及び州に於けるもの、三つに分ける。

(イ) 倫敦中央刑事裁判所に於ける警察起訴 (police prosecution in the Central Criminal Court) 概括的にいへば、中央刑事裁判所に於いて取扱はれる事件の約五割が警察に依つて起訴される事件であり、約三割が検事長に依つて遂行される事件であり、そして残りのものが嚴密な意味に於ける個人に依る起訴事件である。<sup>ω</sup>

中央刑事裁判所の公判に附せられる凡ての警察起訴 (警視廳附屬の訟師に依つて指揮される特に主要な事件を除く) は公判開廷前にあつては該裁判所の書記に依つて監督される。被告が公判に附せられるや、直ちに警察裁判所の書記は事件の供述書 (deposition) 及び他の凡ての書類を中央刑事裁判所の書記に提出する。該事件擔任の警察官も亦所謂 instruction (指教書) 又は該事件關係書類 (これは起訴狀を作成するに際し書記の參考となるものである) の送附を命ぜられる。右の instruction は次のものを含む。

1 犯罪の供述 (公判に附せられた日時及び犯罪が行はれた教區に關する報告を含む)。

英國に於ける刑事訴訟に就いて (田村)

(第五卷 第一號)

七五)

一九

- 2 起訴狀に依る前科の事項(その事項は、判決者の氏名、判決日、判決裁判所、罪名を含む)。
- 3 起訴者の氏名、住所。
- 4 起訴訟師の氏名、住所、若し訟師が居なければ其の事實。
- 5 起訴者側の凡ての證人の氏名、住所。

被告人が大罪の前科を有する場合に於いては該事件擔任の警察官は前科證明書を遲滯なく中央刑事裁判所書記課に提出しなければならぬ。訟師が起訴の指揮を指令されて居る場合には、事件委託後直ちに此の事實を中央刑事裁判所書記に書面を以て通知し、且起訴狀の準備に關し自ら之を爲すや若くは狀師をして爲さしめるや、又は書記に之を依頼するや否やを述べる義務がある。若し起訴狀が訟師又は狀師に依つて準備されたならば、之等は悉く開廷前日の正午迄に書記課に提出されねばならぬ。事件擔任の警察官は常に證人と接觸を保ち、且開廷期日に大陪審の證人の訊問を可能ならしめる義務がある。

公判辯護士が起訴の爲めに指令されなかつた場合、中央刑事裁判所の書記は、所謂「Bar Mess」(該裁判所所屬辯護士會)の會員の間から之を選ぶ。多數の他の管區に於ける慣例に反し、中央刑事裁判所に於いては辯護士の所謂「裁判所開放」(open session)と稱されるものが行はれて居る。

即ち右地方辯護士會 (Local Bar Mess) の會員に非ざる狀師でも——本來の割當としては被選任資格はないにも拘らず——若し指令されるならば該裁判所の公判に出頭し得るのである。それ故書記は地方辯護士會の凡ての會員の名簿を備へて居る。そして裁判所の開廷前日に其の名簿に出廷する狀師の氏名をチェックし、出廷した狀師に公判要領書 (brief) を交附する。斯くして狀師に分たれた事件は、職業法律家に依つて、常に所謂 *soup* と呼ばれて居る。各々の狀師は自分の番に當ると一匙を與へられるからである。狀師は此の要領書を受取つてから、更に適當な準備を爲す爲に屢々裁判所書記、警察官及び證人等と協議するのである。然し多くの場合此の準備をする時間は殆んどなすといつてよい。

公判豫定表にある事件處理の順序は、比較的短い事件及び被告が恐らく服罪するであらうと考へられる事件が最初に取上げられる。比較的長い事件は、數日乃至一週間延期される。

更に既に述べた如く、中央刑事裁判所の公判豫定表にある最も困難な事件は、多分、檢事長或は警視廳附屬の訟師或は自己の狀師を指令する個人訟師に依つて處理されるだらう。

(ロ) 首都區四季裁判所に於ける警察起訴 (Police prosecution in Metropolitan Quarter Sessions)

首都區内に於ける比較的重大な犯罪を處理する中央刑事裁判所以外に、所謂倫敦州裁判所 (現在

有給議長及び代理議長の統轄の下に、ニューイントンに於いて毎年二十四回開廷される)に依つて倫敦行政州の範圍内に起る比較的極悪でない犯罪を取扱ふ設備が設けられてある。ミドルセックス裁判所として知られた特別四季裁判所も亦、毎月ミドルセックス州に於ける犯罪を處理する爲め開かれる。十八世紀の末葉より十九世紀の初頭にかけての倫敦の急激な發展に依つて、必要缺くべからざるものとなつた之等の裁判所は、凡ての他の四季裁判所と同様な管轄權を持ち、且可成り大量の刑事事件を處理する。

倫敦及びミドルセックス四季裁判所に於いては勿論、隣接サリ州の爲に開かれる裁判に於いては現在古き歴史を有する一つの倫敦辯護士(訟師)會(12)が、所謂「州起訴の訟師」(solicitor for county prosecution)として州から雇はれる。現在此の訟師に依つて行はれて居る事務は、——中央刑事裁判所に於いては今尙書記に負はされて居ると同様に——曾つては全く州の四季裁判所の書記(clerk of the peace)に委ねられて居たのである。之等の裁判所の公判に附された凡ての事件(檢事長に依つて處理される事件、又は個人の訟師が雇はれた事件を除き)の起訴を指揮し、且狀師を雇ふ事は右訟師の義務である。「州起訴の訟師」、又は四季裁判所書記の何れが起訴狀を準備するかは、主として事件の性質と事情に依據する。異常な特色ある事件に於いては右訟師に依つて爲され得る

が、大多數の起訴に於いては起訴狀は四季裁判所の書記に依つて準備される。個人の訟師に依つて指揮される起訴に於いては、書記は屢々起訴狀を準備する。中央刑事裁判所に於ける起訴の如く事件擔任の警察官は事件の公判送附に際して、右書記の許に事件に直接關係ある instruction (指教書) の提出を要求される。之等の instruction は訟師が該事件の爲に雇はれるや否やに關する報告を含む。更に該警察官は開廷に際し、大陪審の證人訊問を可能ならしめる爲に證人と常に接觸を保つて置かねばならない。右の訟師又は經驗ある裁判所書記の一人は、開廷に先立ち、凡ての州起訴に於ける供述書 (deposition) を精密に調査し、必要に應じては更に準備の爲警察官と協議する。

次に中央刑事裁判所に於けると同じ方法で公判要領書——それは普通の事件に於いては右供述書の寫しに過ぎないであらう——が、地方辯護士會の會員の間に開廷の初日に交替に分配される。然し、四季裁判所に於ける事件は比較的簡單な型のものであり、且法律家を雇ふ餘裕のある訴願者は少ないが故に、檢事長及び個人の訟師に依つて指揮される事件の割合は、中央刑事裁判所及び巡回裁判所に於けるそれよりも少ないであらうといふ事を注意しなければならぬ。州起訴の分配に際しては、訟師は狀師の能力と經驗とを出来る丈考慮に入れる。多くの四季裁判所に於いては、法廷の奮闘的活動に適しない小數の老朽狀師が居る。之等の狀師に對しては所謂「比較的輕々」(lighter)



事件又は被告が恐らく服罪するであらうと豫期される事件が割當てられる。それ故に、時々は交替の厳格な順序が守られない場合が起る。若し事件が特に重要なものであれば、右裁判所辯護士會に屬しない狀師の力を借りる必要がある。然し此の方法は辯護士全體の禮儀に反し、且若し之を固執せば狀師の間に不平を生ずる恐れあるが故に、此の方法は例外的事件にして、且裁判所書記との協議の結果に於てのみ使用される傾がある。狀師が公判要領書を受け取つたならば、彼は早速警察官と協議し、且時々は訟師から示唆を受けながら、其の事件の準備を整へる。四季裁判所に於ける普通の警察起訴は、特に難物といふ種類のものではなく、多くは普通の暴行罪か、又は簡単な窃盜事件である。若し事件が難物である場合又は更に準備を必要とする場合は普通一日位延期される。然し大多數の事件に於いては警察は十分に其の仕事を果たして居るから殆んどその必要はない。そして裁判所が次回の開延期迄事件の公判延期を許すは、只例外的な場合に於いてのみである。

之は英國に於ける刑事司法を運用する人々が、スピードは刑事訴訟に於いて最も重要な要素をなすものであり、且所謂「舊き事件 (stale case) の裁判は普通失敗に終る」といふ理論に立脚するからである。

(二) 市及び州に於ける警察起訴 (police prosecution in the borough and county)

近年英國の市に於いては、巡回裁判所及び四季裁判所の公判に附される警察起訴の指揮を市總務長 (town clerk) 若しくは其の代理人又は起訴官 (an official prosecuting solicitor. 或る管區に於いては市總務長の指揮の許に行動する訟師) の手に委ねんとする一つの著しい傾向があつた。其の後の經驗に於いて、普通の起訴に於いては警察に依つて爲された準備以外に殆んど何等の準備をも要しないけれども、困難又は重要な起訴に於いては、法律點に關し警察に助言、助力し、證據に關する缺點 (多く形式的性質のもの) について警察の注意を喚起する起訴訟師の必要を痛感したが故に最近に於いては特に市の側に於いて、此の起訴事務を一人の專職官吏の手に意識的に集中せんとする計畫がある。然し詳細の點に關しては尙管區に依つて可成りの相違がある。或る管區に於いては此の事務は市總務長 (town clerk) に依つて引受けられ、他の所では市總務長の一般的監督下に行動する起訴訟師に依つて處理され、更に他の地方に於いては有給の起訴官に依つて——全く市總務長から獨立して——擔任される。最後に或る地方では此の仕事は市警察の警察長 (chief constable) に依つて、一人又はそれ以上の訟師に分配される。<sup>(13)</sup> 従つて、論理上起訴訟師の義務は市總務長 (town clerk) 又は其の指圖と支配の下に行動する何人かに委任されてゐる様に思はれる。市總務長は普通——必然的ではないけれども——經驗ある訟師或は狀師であるから、市が訴訟に關係する場合には

其の事件の公判準備を爲し、且公判廷に於いて狀師を指令しなければならぬ。近年此の總務長が我が國に於ける檢事の如き性質を有する官吏になりつゝあるといふ事は意味深き事であらう。

巡回裁判所に於ける起訴に於いては、起訴狀は普通巡回裁判所書記 (Clerk of assizes) 或は該裁判所の監督下に行動する巡回裁判官の書記 (Clerk of a circuit officer) に依つて準備される慣例となつてゐる。但し長い、複雑な事件の場合は該裁判所書記の許可を得た辯護士に依つて作成される。四季裁判所の事件に於いては起訴狀は普通四季裁判所の書記に依つて作成される。但し此處でも亦比較的長い、困難な事件は辯護士に依つて作成される。若し被告人に前科があれば其の證明書は警察から之を得て公判裁判所書記に提出される。更に公判要領書が準備され、狀師が公判裁判所で適當に指令され、且援助される。有罪判決後にあつては、費用が課税され、手當が證人に分配され、報酬が狀師に支拂はれる。凡ての事件が常に右の如き手續を経由する必要はないかも知れない。然し之等の手續の一部は必ず經由されねばならないのである。

州の小治安裁判所<sup>(14)</sup>より公判裁判所に送られて來る起訴の指揮方法は區々である。多くの管區に於いては州警察の警察長 (chief constable) 又は州小治安裁判區警察の警視 (superintendent) は警察起訴の凡てを處理する訟師を任命する。之等の訟師は逮捕官と協議し、狀師を雇ひ、且之を監督す

る。多くの州に於いては此の仕事を普通所謂「州訟師」(county solicitor)又は「警察訟師」(police solicitor)と稱される一人の訟師の手に集中せんとする傾向が増大しつゝある。他の管區に於いては多分、其の仕事は地方辯護士(local solicitor)の間に分配されるだらう。州に於ける警察起訴の取扱を一人の訟師の支配の下に置かんとする此の傾向は、市に於いて既に述べた傾向と其の歩を一にするものと言へるであらう。

事件が市四季裁判所の公判に附せられる場合に於いては、所謂「スロブ」制が行はれて居る様である。換言すれば、開廷に際し公判辯護士は事件の公判準備をなした起訴訟師——裁判所書記ではない——に依つて、出来る丈交替に又は交替類似の方法を以つて、右裁判所屬の地方辯護士會の會員の中から選擇される。巡回裁判所に於いては普通右の方法は行はれて居ない。然し、辯護士の選擇は勿論巡回裁判所屬辯護士會の會員の間に限られてゐるのである。

要するに中央刑事裁判所に於ては——開廷に際し起訴を代理する辯護士の選任なき場合——裁判所書記に依つて右裁判所所屬の狀師の間に公訴要領書が交替に分配されるといふ「スロブ」制の便宜様式が行はれてゐる。首都區の四季裁判所に於いては、之と殆んど類似の様式——茲では公判要領書は起訴官(official prosecuting solicitor)に依つて分配される——が行はれる。然るに、巡回

裁判所に於いては「スロープ」は稀である。市四季裁判所の多くに於ては——凡てではないが——右制度の多かれ少なかれ變更された様式が行はれてゐる。最後に州四季裁判所に於ける起訴に對しては此制度は殆んど用ひられないといつて可い。

### (3) 警察起訴の費用

公判裁判所は、一九〇八年の刑事訴訟費用法<sup>(45)</sup>に依つて、起訴費用を公金から支拂はしめる權能を與へられて居る。而して、この權能は大罪にのみ適用されるといふ事は個人訴訟の項に述べた如くである。即ち、巡回裁判所及び四季裁判所の判事に依つてのみならず、治安判事又は警察裁判所判事に依つて大罪を略式に取扱ふ場合、又は大罪の豫備訊問を開く場合に於いても亦適用され得るのである。

大罪又は小罪の被告人に有罪を宣告する裁判所は、適當と認められる場合に於ては犯人に起訴費用の支拂を命じ得る<sup>(46)</sup>。然し此の方法が適用されるのは被告人が支拂ふべき財産を持ち、又は持つと思はれる商事詐欺事件の場合に於てである。或る例外の場合、即ち裁判所が被告人の無罪を宣告した場合に於ては、私の起訴者に訴訟費用の支拂を求め得る<sup>(47)</sup>。其の主なる場合は、起訴者が頑固に起訴を要求した場合、誹毀文書の發表に對して起訴があつた場合、大罪の起訴が豫備訊問に於いて却

下され且惡意に依る起訴と認められた場合等である、

それ故に警察に依つて開始及び遂行される大罪の起訴費用は凡て個人又は檢事長に依つて開始される他の起訴に於けると全く同様な方法に於いて、判決に際し課税されるといふ事は明である。

略式に取扱はれる大罪に於いては、該起訴擔任の訟師又は狀師は起訴費用の支拂を警察裁判所判事に求め、判事は之を公金から支拂はしめるのである。若し訟師又は狀師の出廷しない場合に於いては、右命令は書記が事件擔任の警察官及び證人と協議して準備する。右の起訴費用は、證人の旅費日當及び止宿料、訟師又は狀師に對する報酬（但し裁判所が専門家の助力を適當と認めた場合に限り）及び規定に従つて契約された他の種々の費用であり、訟師又は狀師が出廷しない場合に於いては、右の費用は、證人の費用と警察に依つて招かれる他の必要な費用のみを含む。

若し犯罪が略式に取扱はれない大罪にして、且被告人が公判に附されるならば、略式裁判所に於いて遲滞なく支拂はれるべき唯一の費用は、豫備訊問に於ける證人の旅費日當及び止宿料である。他の費用は——警察に依つて招かれた訟師の報酬及び經費の如き——凡て書記に依つて準備され、警察裁判所判事、治安判事に依つて署名された證明書を以つて示される。而して此の證明書は該判事の書記に依つて公判裁判所書記に送達されるのである。豫備訊問（豫審）に於いて證人に分配された

費用は、後に犯罪の行はれた州又は市の金庫、即ち公金から該裁判所に拂戻される。巡廻裁判所、四季裁判所又は中央刑事裁判所に於ける公判の終結に際しては、判事は普通訴訟費用を公金から支拂はしめ得る。此の費用は次のものを含む。

- 1 警察裁判所に於ける適法の經費——勿論既に證人に支拂はれた額を含む。
- 2 大陪審の前及び公判に出頭する證人の經費。
- 3 公判を指揮した狀師に對する報酬——額は任意。
- 4 事件を準備し且、狀師を指令した訟訴に對する手當——之亦額は任意。
- 5 規定に従つて契約された諸種の費用。

(1) Howard, *supra*, pp. 104—105, P. 158.

(2) Criminal Justice Act. 1925, 15&16 Geo. V. c. 86, s. 24.

(3) 之等専門の起訴者はそれから辯護士を指令する訟師を選び得る。然し警察長又は訟師に非ざれば法律上辯護士を指令し得ず。

(4) 前項註五。

(5) 市又は州に於ける小治安裁判所附屬書記に任命せられ得る者は一八七七年の裁判所書記法 (Justices' Clerks Act, 1877, 40 & 41 Vict. c. 43, s. 7.) に依つて次の者に限られる。少くとも十四年の經驗を有する狀師或は最高裁判所附屬の訟師又は少くとも七年間書記として有給警察裁判所判事、首都區警察裁判所、倫敦市警察裁判所に奉職せるもの、其他、管轄四季

裁判所の治安判事が特別の事情の存在する場合には上述の資格を具備してゐなくとも或警察裁判所に十四年間書記又は書記補として勤続せる者を書記として新に任命することが出来る。然し實際に於ては大多數の書記は狀師又は訟師、而して普通訟師である。

(9) Justices' Clerk Act, 1877, 40 & 41 Vict. c. 43, ss 5—7.; Criminal Justice Administration Act, 1914, 4 & 5 Geo. V. c. 58, s 34.

(7) 首都區 (Metropolitan Police District) は倫敦州の全部とも又中央刑事裁判所の管轄區域とも一致しない。即ち倫敦舊市 (city of London) を除きた大倫敦州の全部と、charging class から十五哩半程内にある部分 (middlesex 及 London 州の全部、並に Essex, Kent, Surrey, Hertford 諸州の一部を含む) を支配してゐる。全領域は二十三の地方又は區に分たれ、各區は警視を主任とする警察署を持つ。

(8) Liverpool, Newcastle-upon-Tyne, Bradford, Gloucestershire 等の各都市に於ける實際上の取扱に就いては Howard, supra, pp. 180—182.

(6) Webb v. Catchlove (1889), 50 J. p. 795, 82 L. T. N. 103.

(10) Plymouth, Oldham, Salford, Middlesbrough, Nottingham 等の略式裁判所に於ける警察起訴の實際上の慣例に就いては Howard, supra, pp. 183—184.

(11) Howard, supra, p. 190.

(12) Messors. Wonthner and Sons.

(13) 公判裁判所への警察起訴の取扱に關する少數の重要な都市例へば Manchester, Birmingham, Leeds, Newcastle-upon-Tyne, Bristol, Sheffield, Brighton, Salford, Derby, Oldham, Southampton, Birkenhead, Oxford, Portsmouth,

英國に於ける刑事訴訟に就いて (田村)

(第五卷 第一號 八七) 三一



Middlesbrough, Nottingham. 等に於ける慣例の相違に就いては Howard, *supra*, pp. 264-269.

(14) 前節註四。

(15) 8 Edw. VII. c. 15, s. 1.

(16) 8 Edw. VII. c. 15, s. 6(1); Summary Jurisdiction Act. 1848, 11 & 12 Vict. c. 43, s. 18.

(17) 8 Edw. VII. c. 15, s. 6 (2) (3).

### (三) 職權訴追 (Public Prosecution)

職權訴追の責任を直接に負はられて居る官吏が検事長 (Director of Public prosecution) である。

元來、此の官吏の制度は、大藏省附訟師 (Solicitor to the Treasury) の職務が漸次擴大されるにつれ非公式に發達せる限定された政府起訴の制度を是認したものに過ぎない<sup>①</sup>。従つて、次に述べる處に依つても明なる如く、他の多くの國に採用せられる種類の起訴官 (検事) とは其の趣を異にし、其の權限の範圍が明確に限定されて居るのである。然し、検事長は如何なる意味に於いても決して警察官ではない。検事長が起訴を開始し、又は引受けた時は、彼の仕事は概して我國の検事に依つて果される處のものとは非常によく似てゐる。事實、彼は警察に助言、助力し、且屢々警察の捜査を指揮する。然し、犯罪捜査、及び犯人發見の役は凡て之を警察に委ねてゐる。

#### (1) 檢事局

検事長の事務を執行する官廳は檢事局にして倫敦に置かれてある。現在、検事長の職業上の幕僚 (staff) には、二人の副検事長、十三人の補助者 (其の中三人は書記長、五人は副書記長、五人は職業上の書記として類別される) が居る。凡ては訟師又は狀師である。此の以外に、尙書記、速記者、タイピスト、使丁等を含む一つの小部門がある (其の全員は現在約四十五名)。

一九〇八年の犯罪訴追法<sup>(3)</sup>は、検事長は十年以上在職の狀師又は訟師たるべき事、副検事長は七年以上在職の狀師又は訟師たるべき事を規定し、且其の任命權を内務大臣<sup>(4)</sup> (Home Secretary) に與へ、其の一般的監督權を檢事總長 (Attorney-General) に委ねたのである。

## (2) 検事長の權限の範圍

次に検事長の主な權限と機能、及び檢事局の實際上の指揮の考察に注意を轉しやう。檢事局が獨立の行政組織として認められたのは一九〇八年の犯罪訴追法に依つてである。然し検事長は之より曩既に一八七九年の法律に於いて政府起訴の指揮を委ねられてゐたので、この一九〇八年の法律に依つて惹起された變化は、性質に於いて純粹に行政的のものであつた。従つて、検事長の權限に關しては一八七九年の法律の下に一八八六年一月二五日に作成された成文命令は今尙有効である。此の取締規則は次の事件を起訴することが検事長の義務なる旨を規定してゐる。

1 死刑に處すべき犯罪(例へば謀殺・故殺、murder、大逆 treason、海上掠奪 piracy 等。事實上、謀殺の有罪を除いては滅多に死刑は科せられないけれども)。

2 犯罪が從來大藏省附訟師に依つて起訴されてゐた種類のものである場合(例へば通貨偽造及び或る他の公の犯罪)。

3 特に検事總長又は内務大臣に依つて起訴を命ぜられる場合。

4 犯罪又は犯罪行為の事情が公益上起訴を必要とするものであり、且事件の困難又は他の事情の故に、犯罪者の適當な起訴を確保せんが爲に検事長の活動を必要とする場合。

此の最後の項目の下に、検事長は事件の事情が何等かの理由で検事局の干渉を要求する場合には如何なる犯罪——大罪又は小罪——の起訴をも引受ける權能を與へられてゐる。そして實際慣例に於いては、内務省又は他の政府省に依つて彼は屢々事件への注意を促される。然し他の行政官、検事總長に依つてさへ、彼に與へられた此の廣い裁量權の實行に關しては何等の干渉も試みられない。尙一八八六年の規定以外にも検事長の權限を規定した法規が幾らかある。即ち、一八八三年の破産法、一八九一年の商標法、一九〇八年の近親相姦處罰法等がそれである。<sup>5)</sup>

(3) 検事長に依る起訴事件

右に述べた諸種の法規に基き、検事長に依つて起訴される犯罪の最も普通の型は次の如きものである。

- 1 謀殺・故殺 (murder)
- 2 通貨の偽造變造 (offense against the coinage)
- 3 詐欺破産 (fraudulent bankruptcy)
- 4 選舉法違反 (offense against the election law)
- 5 致死・過失殺及び謀殺・故殺の未遂 (manslaughter and attempt to commit murder)
- 6 危険藥品及び麻酔劑 (dangerous drug and narcotic)又は猥褻の本・カード・寫眞 (pornographic book, card and photograph)の頒布及び販賣。
- 7 政府省・局に起る最も多くの事件——書記及び他の使用人に依つて行はれる窃盜 (theft)の如き。
- 8 比較的重大な型の性的犯罪——特に近親相姦 (incest)及び婦女子に對する猥褻行爲 (indecent assault)。
- 9 重要な僞證 (perjury)の或るもの。
- 10 困難な重婚 (bigamy)の或るもの。

11 悪質な脅迫 (assault) の或るもの——特に短銃の使用さたる場合。

12 押入 (Burglary)・強盜 (robbery)——特に事情の異常な場合。

13 欺罔手段に依り金錢若くは商品を得んとする所謂「重大な」(heavier) 事件多く、又は商事詐欺若くは會社詐欺事件の或る種類——被害者若くは被害者達が法律家を雇ひ得ない場合、又は行はれた詐欺の組織的若くは異常な性質、若くは欺かれた人の數の故に公益上起訴を必要とする場合。

14 地方官廳の公金取扱關係者による犯罪。

例へば一九二七年に検事長に依つて起訴された事件の數を舉げれば次の如くである。

謀殺・故殺七八件、謀殺・故殺の未遂二三件、致死・過失殺二〇件、通貨の偽造變造三九件、破産詐欺二〇件、性的犯罪一三九件——其中近親相姦七五件、偽證二四件、商品詐欺八八件、代理人に依る詐欺一四件、其他の詐欺一七件、横領七件、尙同年檢事局に依つて開始遂行された事件は凡て六四三件であつた。<sup>(6)</sup>

検事長のもとに送られる事件は、警察、政府省、個人訴願者の三方面からである。警察及び政府省よりの申請は普通公の機關を通じて來る。内務省は普通、危険藥品・麻醉劑の販賣及び猥褻書畫の頒布販賣關係の事件にして検事長の下に送られるもの、及び鑛山法・工場法下の起訴手續及び

逃亡犯人引渡事件に於ける凡ての起訴手續に對し責任がある。他の政府省の中、検事長に事件を引渡すものには、陸軍省 (War Office)・海軍省 (Admiralty)・航空省 (Air Ministry)・商務院 (Board of Trade)・大藏省俸給賞金支拂總監部 (Paymaster-Generals Department)・勞働省 (Ministry of Labor)・農務省 (Ministry of Agriculture) 及び水産省 (Ministry of Fishery) 等がある。

然しながら郵便局 (Post Office) 關係の起訴は殆んど郵便局附訟師に依つて指揮され、尙比較的重要でない可成り多數の訴訟手續が若干の政府省・局及び市・州に依つて開始されてゐる。

個人の訴願者に依る申請は、自らか又は書狀を以つてなされ、時には被害者の訟師に依つて事件に對する検事長の注意を促す。勿論、検事長が起訴を開始し、又は引受けるや否やを決定するには多くの種々の要素を考慮に入れる。其の主なる標準は、起訴が公の利益を保護する上に、及び犯罪そのもの、性質若くは周圍の事情の故に、又は被害者が自己の爲に法律を運用する事を欲せず若くは其の能力なき故に生ずる擬律の錯誤 (miscarriage of justice) を防ぐ上に必要なりや否やといふ事にある。従つて、考慮に入れる重要な事實は、該事件の性質である事もあれば、被害者の數更に訴願者の財政状態である事もある。故に、たとへ犯罪が重大であつても必ずしも其の起訴を國家が引受けるとは限らない。例へば、検事長は普通の事情の下に於いては、銀行、鐵道又は裕福な

商家に於いて行はれる詐欺事件を起訴しない。こゝでは訴願者は自分の法律家を雇ひ、自ら私の起訴を遂行し得るからである。普通の窃盜罪——特に商會社の雇傭者に依る窃盜を含む——の起訴は、訴願者自ら又は警察に任される、普通の暴行罪さへ取扱は大抵警察に任されて居るのである。

#### (4) 検事長起訴の指揮

検事長が刑事訴訟手續を開始せんとする場合、第一の段階は警察に對し、警察裁判所の將來の開廷へ被告の出頭を命ずる召喚狀を要求するか、又は警察に依つて執行される逮捕狀を請求するかにある。然し、警察が検事長の注意を促す多くの事件に於いては、被告は既に警察に依つて逮捕されて居るか、又は正に逮捕されんとして居るといふ事を注意すべきである。

検事長は其の事務を遂行するに當り、倫敦又は其の附近に於ては自己の幕僚に依り援助され、倫敦から可成りの距離にある地方の事件に於いては、普通、刑事手續に經驗ある地方訟師が検事長代理として雇はれ、比較的大きな都市 (borough) に於いては普通其の市の起訴訟師によつて代理される。

之等検事長代理は、證據が適當の形式に於いて警察裁判所判事の下に提出される時迄屢々審理の延期を要求する。一般的にいへば、若し事件が少しでも重要であるならば、一週間延期される。そ

して其の間被告は留置されるか、又は保釋を許されるかする。警察裁判所判事が保釋を許すや否やは事件の性質と其の事情に依據する。警察官又は検事長代理は、普通、保釋に對し賛否の意見を徴される。地方の事件に於いては、検事長代理は検事局からの一般的指令の下に行動しながら、捜査の初期に於いて警察に助言、助力し、豫備訊問に於いては事件の起訴を指揮する。

首都區に於ける起訴に付いては、警察と共同して證據を蒐集した検事長幕僚は、慣例として豫備訊問に事實を提出し、且被告人の公判送附を確保する事になつてゐる。然し比較的重要な起訴の或るものに於いては、検事長は中央刑事裁判所に於ける公判の起訴を指揮する爲、検事總長に依つて任命された常任公判辯護士の一人をして、警察裁判所判事の許に證據の提出を命ずる事がある。彼は検事局に於いて準備された公判要領書を使用し、且審問に際し該事件の準備を擔當した検事長幕僚に依つて援助される。比較的長い複雑な事件の審問は、主要な證據が凡て提出される爲に屢々延期される。證據の提出に續いて警察裁判所判事は被告を放免するか、又は管轄上級裁判所の公判に附するかを決定しなければならぬ。公判に附される事件は其の管轄に従つて、中央刑事裁判所、四季裁判所の何れかに於いて裁判される事になる。公判裁判所が判決を下したならば、警察裁判所判事は一時被告を收監するか、或は保釋を許すかする。之等の種々の義務を履行するに際し、検事長



代理は、依頼人の利益の爲に個人訴訟を遂行する訟師と全く同様な仕事をなしつつある。

次に中央刑事裁判所に於ける公判に附された公の起訴に關する訴訟手續を考察しやう。といふのは、こゝでは毎年検事長の扱ふ事件の可成りの數——多分二分の一——が取扱はれるからである。

最近は中央刑事裁判所に於ける公の起訴の公判に検事長を代理する爲、六人の常任辯護士 (senior, junior 各三人) を任命する事が検事總長の慣習となつてゐる。然し、特に重大な事件に於いては、國王の法務官 (検事總長及び副検事總長) の一人は自發的に、或は検事長の依頼に依つて起訴を指揮し得る。公判に際しては法務官は右の常任辯護士の一人又は二人に依つて援助される。之等の辯護士には所謂 junior barrister のみを任命するのが慣例であるが、普通、刑事事務に長い經驗を有する人々である。彼等は事件毎に報酬を受ける以外固定給を受けない。尙彼等は私の法律事務を執る自由を有するが故に時々は私の起訴者又は被告人の爲同じ裁判所に出頭し得る。然し事實に於て政府の法律事務に忙殺される。検事長は起訴狀を準備する以外は、大陪審の許に於ける訴訟手續に關與する義務を有しない。のみならず、希望に依つては此の仕事さへ裁判所書記に委任し得る。従つて起訴狀の或るものは検事長に依つて作成され、他のものは書記に依つて準備される。警察は開廷に際し、大陪審が證人を訊問せんと欲する場合、直ちに之を可能ならしめる様常に證人と接

觸を保たねばならない。然し多くの例に於いては、大陪審は單に警察裁判所に於いて聽取された供述書を讀み、且逮捕官又は該事件擔任の探偵の證言を聞くのみである。

被告人が公判に附せられると、検事長幕僚は辯護士を使用する爲め公判要領書（起訴狀の寫し、事實の概略、證人の名簿、證人の證言より成る）を準備する。警察報告書（凡ての證據書類の寫しと前科を示す被告人の詳しい經歷を含む）も亦辯護士に與へられる。重大な事件に於いては、公判要領書は護辯士をして適當な準備をなさしめる爲、裁判所の開廷一週間前に與へられる。複雑且重大な事件に於いては二人（時には三人）の辯護士が検事長に依つて指定される。比較的短い簡單な事件又は被告が服罪するであらうと豫想される事件に於いては、たゞ一人の辯護士のみが指定される。

中央刑事裁判所に於いて裁判が開始される時は、公判豫定表に於ける短い事件及び被告が服罪すると豫期される事件が最初に取上げられる。長い重要な事件は數日間或ひは多分一週間延期される。公の起訴に於いて被告が服罪するときは、検事長を代理する辯護士は慣例として、先づ公開の法廷に於いて事實の簡單な陳述をなし、次に裁判所をしてより適當な裁判を宣告させる爲に、希望に依つては警察官（時には他の證人）を證言の爲證人席に呼ぶ。被告人が若し陪審を選び、且延期が認められなかつたならば、事件は公判豫定表に達した時に裁判される。然し、普通數日間の延期

が許される。

中央刑事裁判所に於いては、開廷毎に取扱はれる事件が、平均九十乃至百ある。而して其の約三割が検事長に依つて指揮されつゝあるが、次回裁判期迄持越される事件が二つ以上に及ぶ事は稀である。

中央刑事裁判所に於ける起訴以外に、巡回裁判所に於いて取扱はれる事件にして検事長に依つて引受けられるものが可成りある。之等の裁判所に於いて、事件の公判準備をなし、且辯護士を指令する場合は訴訟手續は、中央刑事裁判所に關し、右に概説したものと全く同様である。只、検事總長が各事件を指揮する特別辯護士を巡回に際し任命するといふ點が異なるのみである。之等の辯護士は裁判所の開廷約一週間前に公判要領書を與へられ、そして事件の指揮に當る。

公の起訴の極く少數が四季裁判所に於いて裁判される。それは、此の裁判所は概して警察、又は私人の起訴に依る比較的重大でない、且お錠り型の犯罪を審判するからである。倫敦及びミッドルセックス州の爲に開かれる四季裁判所に於いては、一人の常任辯護士が検事總長に依つて検事長代理を命ぜられるが、他の四季裁判所に於いては、特別の辯護士が事件毎に任命されるのである。

(5) 検事長起訴の費用

一九〇八年の犯罪訴追法は、公の起訴に於ける経費の支拂に付いては其の方法及び範圍に於いて個人起訴の場合と大體同様な旨を規定して居る。それ故に、略式に取扱はれる大罪の起訴を指揮する検事長代理は、私の起訴を指揮する他の訟師と同様に、適當の起訴費用を公金から支拂はしめる命令を裁判所に求め得る。但し右の場合に於いて、訴訟費用記載書が固有の管轄裁判所に提出される前に、検事局に於いて之を審査し、許可する事は此の規定に基く慣例である。此の方法に於いて課税される費用は、證人の経費及び訟師に對する報酬を含む。

検事長は——特別の事件を除いては——彼の代理訟師に、裁判所に依つて與へられる手當以外に私のサービヌとして如何なる金額も支拂はない。然し若し犯罪が小罪であるならば裁判所は訴訟費用を公金から支拂はしめる権限を有しないが故に、右訟師に對する報酬は必然的に検事長に期待される。そして、斯る場合に於ける支拂は、検事局の維持費から支出される事になるのである。犯罪が略式に取扱はれない重大な性質のものにして、且被告人が公判に附せられた場合に於ける起訴費用に就いては、警察起訴に關して述べた所と大體同様にして特に記すべきことはない。

唯裁判所に依つて狀師に與へられる報酬は、能力あり、且常任の法律家に對する報酬としては普通充分とは考へられないが故に、私の起訴を指揮する訟師の慣例に倣ひ、検事長は公判狀師に對し

ては別に補充手當を支拂はざるを得ない。そしてこの特別補充手當は検事局維持費から支出される事になるのである。

(6) 検事長存在の意義

一八七九年、一八八四年、一九〇八年の各犯罪訴追法は、個人に依る刑事訴追の開始を妨げざるが故に、實質的には英國の個人訴追主義を變更しやうとしたものではないといふ事は既に述べた所に依り明かな事實である。事實問題として、検事長に依つて取扱はれる事件の數は刑事裁判所に於いて處理される大罪事件の總數に比し常に少數であつたし、今も尙少數である。<sup>(10)</sup>然し、検事長存在の意義は其の取扱ふ起訴の實數にはなくして、彼が關係する事件の大いなる重要性、及び彼が個人訴追者、警察雙方の活動上に及ぼす力ある睨にあるのである。而して、大體に於いて、過去半世紀間に漸進的に發達せる重大な事件に於ける政府起訴を指揮する此の敏速有効な方法が、英國刑事司法運用に關する民衆の信用を回復するに與つて力ある要素であつたと云ひ得る。

- (1) 一八七九年以前に於いては、英國には公の起訴官として分類され得るものが三つあつた。それは國王の法務官(検事總長及び副検事總長)と大藏省附訟師である。検事總長及び副検事總長の活動は、主として訴訟に於いて國王を代理し、且政府が關係する少數の顯著な起訴を指揮する事に制限せられてゐた。大藏省附訟師の權限と機能の發達は検事長と密接な關係を

有する。即ち、一八四二年前に於いては該訟師の義務は大蔵省の法律事務（民事及刑事を含む）にのみ制限されてゐたが年と共に其の活動範圍を擴大し、一八七七年には政府各省の法律事務の大部分を取扱ふに至つた、つまり、理論的には全く經驗的な過程を踏んで、現在英國に用ひられてゐる公の起訴と其の本質を同じうする一つの制度へと次第に發展して行つたのである。

斯くて、一八七九年の犯罪訴追法に依つて始めて政府起訴の指揮は検事長に委ねられる事となつた。（Prosecution of Offences Act, 1879, 42 & 43 Vict. c. 22）然し未だ獨立の行政組織としての検事局を設立するには至らなかつたが、一九〇八年の犯罪訴追法は之を認めたのである。此の法律の主たる効果は、大蔵省附訟師の法律事務より刑事事務を奪ふにあつた。かくて一九〇八年の立法に依つて國王の民事事務と刑事事務とは完全に分離される事になつたのである。（Howard, *supra*, pp. 53—58, p. 63, p. 96.）

(2) Prosecution of Offences Act, 1908, 8 Edw, VII, c. 3, s. 1. (1)

(3) 英國は我國に於ける如き司法大臣を有しない。従つて司法省に屬する機能の一部は、内務大臣其の他の政府の種々の高官に依つて行はれ、其の他のものは部下に委任されるか又は全然行はれない。

(4) 検事總長 (Attorney-General) は副検事總長 (Solicitor-General) と共に、國王の法務官として知られてゐる。吾々から云へば、寧ろ政府の皇室附法律顧問役である。普通、政府黨の御覺えめでたき有名な狀師階級から選ばれる。彼等は内閣の一員ではないが、やはり内閣と其の運命を共にするものである。彼等の主な職務は、司法裁判所に國王を代理し、且必要に應じ、國王の法律上の進言者としての役を勤める。理論上政府省は凡て國王のサーバントであるから、政府は法律上の問題に關し彼等に助言を求め、且繫屬中の訴訟の代理を要求し得るのである。然し政府省の多くは事實上特に常任法律辯護士を與へられてゐるが故に、之等法務官は普通最も重要な事件に付いてのみ相談を受けるのである。（Howard, *supra*, pp. 32—37.）

法務官は特に困難又は重大な少数の起訴を屢々自ら指揮する。そして或る種の刑事起訴は法務官の許可なしには開始し得ない。例へば近親相姦に對する起訴がそれである。但し検事長に依つて又は検事長に代つて開始される場合を除く。

(Punishment of Incest Act, 1908, 8 Edw. VII, c. 45, s. 6.)

尙茲に附言すべきことは此の國王の法務官 (Law Officer) と其の他の barrister との關係である。此の點に關し最も重要なことは barrister 團を通じて嚴格なる等級規則が行はれて居るといふことである。此の辯護士會の長として國王の法務官 (檢事總長、副檢事總長) がある。此の二人は國王の法務官に任官と同時に辯護士會の會員たること廢めないものである。而して此の下に King's Counsel が居つて其特許狀を得た日附に従つて等級が分れてゐる。次に其の下に其の許可を得た日附の順位に従つて等級をへぐる Barrister が居る。前者を senior (先輩辯護士) と稱し後者を junior と呼ぶ。

(5) Bankruptcy Act, 1883, 46 & 47 Vict. c. 52, s. 166.

Corrupt and Illegal Practices Act, 1883, 46 & 47 Vict. c. 51, s. 45.

Merchandise Marks Act, 1891, 54 Vict. c. 15, s. 2.

Merchandise Marks (Prosecution) Act, 1894, 57 & 58 Vict. c. 19, s. 1.

Board of Agriculture and Fisheries Act, 1903, 3 Edw. VII, c. 31, s. 1.

Punishment of Incest Act, 1908, 8 Edw. VII, c. 54, s. 6.

(6) Howard, supra, p. 106.

(7) 例へば一九二七年には工場法違反として内務省は一七五三件を、一九二六年には國民健康保險法に對する犯罪として健康省は八六一件を、同年失業保險法の下に勞働省は一七五〇件をそれへ起訴してゐる。之等の起訴の類別は、政府に依つて行はれるから職權訴訟に屬すべきである。(Howard, Criminal Prosecution in England, Columbia Law Review, Vol. 29,

- (8) Prosecution of Offenses Act, 1908, 8 Edw. VII, c. 3, s. 2. (4)
- (9) Costs in Criminal Cases Act, 1908, 8 Edw. VII, c. 15, s. 1.
- (10) 一九二七年に於て小罪事件六二一、七〇八件、大罪事件六五、一六三件——其中略式に裁判されたもの五六、二七五件。陪審事件七、二四二件。同年検事長に依る起訴事件六四三件 (Howard, *supra*, p. 154)。

#### (四) 批 評

英國の制度を支持せんとするものは、「起訴官 (檢事 Prosecuting Official) を有する多くの國に於いては刑法の運用に關する機構の支配は、屢々政黨の手に落ち、時に政黨政治家に依つて自己の政黨の目的を助長する爲に用ひられる」といふ事を力説する。而して、「英國の制度の下に於ては斯る驚くべき權能を行使する起訴官は居ない。個人訴追制度は市民の自由を政黨の支配者又は彼等の支配下にある官吏の出來心に依據せしめんとする制度に遙かに勝つてゐる」といふのである。勿論英國に於いても刑事裁判所に起訴される事件の指揮に向けられた政治的影響はあるにはあるが、非常に僅かなものであるといふ事は既に述べた所に依り明かな事である。ハワードは云ふ、「英國司法行政の顯著な特性の一つが、政黨政治の急要及び軋轢からの事實上完全な分離であるといふ事は誇張の要素を含まないと考へる」と。而して、此の政治的干涉の少い根本的な理由を、結



局個人訴追制度に求めんとするのである。

之に反し、英國の制度を非難せんとする者は、起訴に於ける統一の欠缺を指摘する。「被害者が起訴を欲せず若くは其の能力なき故に、而して訴訟手續を開始及び遂行する費用の故に、多くの犯罪が起訴なくして終るといふ事を攻撃する。例へば、銀行は今や——特別な場合を除いて——偽造事件を起訴しないし、火災保險會社は詐欺の損害賠償請求者を滅多に判事の許に送らない。そして私の雇主の多くの者は、自己の雇人に對する告訴は、窃盜行爲を抑へ得ないと公言してゐる」。英國の制度が其の統一を缺いてゐるといふことについては既に屢々述べた所に依り疑のない事實である。現在の設備の下に於いては、犯罪者の幾何かゞ起訴されずに終り又は無益に起訴されといふ事も亦殆んど疑のない所である。此の點は英國制度そのものに内在せる本質的な缺點とも云ふべきものである。故に若し全國的によく訓練され且著しく有効な警察隊の十九世紀を通じての迅速且確乎たる發達、並びに特別の能力と清廉とを有する判事及び書記を配員せる刑事裁判所の制度がなかつたならば、起訴機關の欠缺は疑もなく現在よりも大なる不満足な結果を招致したであらう。<sup>(1)</sup>

(1) Howard, *supra*, pp. 395—397.

今より五十年乃至八十年の前に於ける英國の刑事訴訟制度は、容易ならぬ弊害を以つて滿されてゐた。全國を通じて統一的な起訴方法もなく、又初期の警察捜査援助に關する適當な法規もなかつた。之等の不完全な制度に對しては當時幾多の改革案が議會に紹介されたにも拘らず、改革の主張者は議會をして、他の國に行はれてゐるが如き公訴の制度を認めしむるに至らなかつた。中央政府に依つて任命された一官吏の一般的監督下に常に活動する起訴官の任命運動が其の頂點に達した時、即ち一八七九年の犯罪訴追法の可決となつたのである。然し此の法律は異常な重大事件に於ける公訴、又は政府起訴の制度を許したるものにして、私の訴願者に依つて開始される起訴又は警察による起訴を指揮する方法迄には及ばなかつたのである。それ故に此の種の起訴を取扱ふ爲に其の後に於いて何か更に協定が企てられたか否かの疑問が必然的に起る。此の點に關しては地方政府の機關に依つて次の如き改善の傾向がある事は既に述べた所に依つて領き得られる事である。

- 1 首都區四季裁判所に於ける大部分の警察起訴指揮に關する自發的劃一化。
- 2 大都市並びに市に於ける起訴を市總務長 (Town clerk) 又は起訴訟師 (市當局に依つて選任さ

れ、且大多數の事件に於いて市總務長の指圖及び支配の下に働くに委任せんとする一般的慣例。

3 刑事専門家たる一定數の訟師の手に斯る仕事を集中し、以つて州に於ける此の統一過程を續けんとする一つの傾向。

之等は豫め考へられた計劃又は制定せられた法規の故にはなくして、英國に於ける多くの他の政治上の制度の機能と同様に、寧ろ現在の必要に對する適應の結果として發達しつゝあるといふ事は非常に興味ある事である。

斯くして、一面、職權訴追の出現は、數に於いては殆んど無視しても差支へない程度のものであるが、しかも常に斯くの如き現象はそれ自身として重要な意義を持つものである。何となれば、この現象は個人訴追から事實上職權訴追に移つた事を證明するからである。他面警察訴追も事實上其の價値に於いては職權訴追と等しいものである事は既に明である。統計上は此の警察訴追が如何程提起されたかは明でないが、此の警察訴追が益々地盤を得つゝある事は争ふべからざる事實である。之等の事が吾々をして次の如き結論に到達せしめる。即ち、學問上の意味に於ける革命運動は生じないとするも、歴史的發達の過程は、個人訴追主義より職權訴追主義へと流れつゝあるのであると。